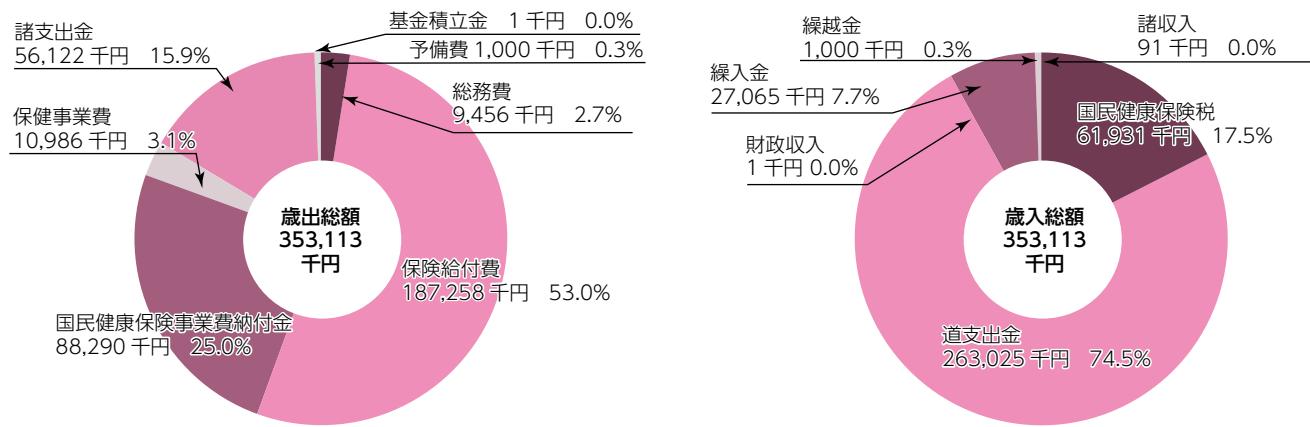


(4) 令和6年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況



国民健康保険被保険者証および各種医療受給者証の更新について

現在使用しております国民健康保険被保険者証および各種医療費受給者証は令和6年7月31日までが有効期限となっております。つきましては、下記期間において更新手続きを実施いたします。

また、各種医療受給者証をお持ちの方には、更新の案内文を送付いたしますので、下記期間に申請をお願いいたします。

●更新期間・場所

令和6年7月5日(金)～31日(水)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【幌延町役場 住民生活課 生活環境係窓口】

問寒別・中問寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●更新の対象となるもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・重度心身障害者医療費受給者証（緑色）
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証（黄色）
- ・こども医療費受給者証（白色）



●お持ちいただくもの

《国民健康保険被保険者証を更新される方》

- ・現在使用している国民健康保険被保険者証
- ・就学のため町外にお住まいの方については、在学証明書又は身分証明書（学生証）の写し

《各種医療費受給者証を更新される方》

- ・受給される方の被保険者証
- ・高校生以上の受給者については、在学証明書又は身分証明書（学生証）の写し

●その他

- ・令和6年12月2日以降、新規に保険証が発行されなくなり、原則、保険証利用登録したマイナンバーカードで医療機関を受診することとなります。まだ、登録されていない方は、事前登録が必要になりますので、医療機関または、役場住民生活課窓口にて、登録手続きをお願いします。
- ・また、マイナ保険証の利用に伴い安心してご利用いただくことを目的として、マイナンバー下4桁を記載した通知をお渡しさせていただきます。これに伴い、今年度については、世帯単位での更新とさせていただきますので、ご了承ください。

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812